

令和2年10月1日

令和3年度予算編成方針

市長

I 国の動向と地方財政

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費が大きく落ち込み、企業収益も世界的な感染拡大に伴い内外需とも総崩れとなった。この結果、本年4月～6月の国内総生産（GDP）は、実質で前期比7.9%減少し、このペースが1年続くと仮定した年率換算は、戦後最大の落ち込みとなる28.1%のマイナス成長となった。

このような中、政府は令和3年度予算の大枠となる「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」（骨太方針2020）を閣議決定し、これまでのSociety5.0の推進による「人づくり革命」と「働き方改革」などを継続するとともに、昨今の情勢下で喫緊の課題となる新型コロナウイルス感染症への対応や激甚化・頻発化する自然災害への対策、さらに、感染症が収束した後のポストコロナにおける「新たな日常」を見据えた社会全体のデジタル化の推進など、「質」の高い経済社会の実現を目指している。

本市としても、こうした社会・経済情勢や国の動向に的確に対応しつつ、更なる創意工夫と主体的・能動的な姿勢をもって、来年度の予算編成に臨む必要がある。

II 市政運営の課題と今後の展開

未曾有の被害をもたらした令和元年東日本台風は、数多くの災害の爪痕を残し、これまで大きな災害を経験したことのない本市にとっては、大変な試練となった。加えて、急速な勢いで世界を席卷した新型コロナウイルス感染症は、人々の健康への影響のみならず、経済活動や産業活動へ甚大な損失をもたらした。

本市では、これらの情勢に対処するため、国・県をはじめ、様々な方面からの支援を受け、復旧・復興を加速させつつ、保健医療体制の充実や各種経済対策により、地域の再生を進めてきたところであるが、引き続き弛まぬ努力と連携により、本市の魅力創出と新型コロナウイルスと共存していく社会の構築が急務となっている。

日本の高齢者人口は、団塊ジュニアの世代が65歳を超える2040年頃にピークを迎えるが、社会の担い手となる生産年齢人口は既に減少に転じており、総人口も減少している。この結果、今後はあらゆる場面で人手不足が深刻化し、本市においても経済規模の縮小や市税の減収が生じる。その一方で、公共施設の老朽化対策費の増加や医療、介護、子育てなどの少子・超高齢社会への対応により、義務的・経常的経費が増加していく。

また、東日本台風災害からの復興に向けては、被災からまもなく1年が経過することから、長野市災害復興計画に基づき、行政・住民・事業者・各種団体等が連携し、関連事業の着実な推進を図ることが求められている。

このような状況下にあつては、第五次長野市総合計画が目指す、「幸せ実感都市『ながの』の実現」に向け、部局横断的に各種施策に取り組み、確実に成果を挙げていくとともに、「長期戦略2040」に掲げた新産業の創出による生産額の倍増、農産品のブランド化、持続可能な観光先進都市の実現など、各プロジェクトを積極的に推進し、人口増推進対策と相まって進める産業振興により、所得向上と雇用の確保を図り、税収の回復につなげる必要がある。さらに、限りある財源を効果的・効率的に活用し、持続可能な市政運営を実現するため、行政のスリム化・効率化を加速させるとともに、常に最少の経費で最大の効果をあげるよう努めることが重要となっている。

Ⅲ 予算編成の基本的な考え方

1 本市の財政状況

令和元年度決算は、近年20億円前後で推移してきた実質収支が、財源の一部を翌年度以降に送るという特殊要因により2億円に縮小した。また、一般財源の不足を補う財政調整基金は、29億円を取崩したことから4年連続で基金残高が減少する結果となった。

地方財政健全化法における健全化判断比率等は、全ての項目で国が示す警戒ラインを下回っており、健全性が保たれている状況ではあるが、東日本台風災害からの復旧・復興事業に注力したことから、実質収支の縮小や災害復旧の財源として借入れた市債残高の増加などにより、いずれの指標も前年度と比べ悪化する結果となった。

令和2年度当初予算は、東日本台風災害からの復旧の歩みを止めることなく、更に復興に向け力強く歩み出す「復興元年予算」と位置付け、255億円余の復旧・復興関連予算を計上し、一般会計当初予算としては、これまでの最高額となる1,745億円とした。

その後、新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行に発展し、日本においても感染者が急速に拡大したため、国では2度にわたり特別定額給付金や地方創生臨時交付金など、総額48兆7,200億円の補正予算を編成した。これを受け本市では、地域経済の活性化や保健・医療体制の充実など、新型コロナウイルス感染症関連事業を実施するため、476億6千万円の事業費を追加し、9月補正後の予算額は2,240億円に至っている。

令和3年度予算編成に当たっては、歳入の約4割を占める市税が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や法人市民税の税率の引き下げなどに伴い大幅な減収が見込まれる。また、歳出においては、災害からの復興や新型コロナウイルス感染症対策、さらに、公共施設の老朽化対策に要する経費が必要となるほか、扶助費や公債費などの義務的・経常的経費の増加も見込まれ、多額の財源不足の発生が確実となっている。

これらの状況を踏まえ、一定の条件のもとに歳入・歳出総額や基金残高等の推移を今後5年間にわたって試算した財政推計によると、歳入のうち市税は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、税収が最も落ち込む令和3年度は、国・県の交付金を補填した後でも、令和元年度決算と比較すると約29億円減少する見込みである。また、一般財源の不足を補うための財政調整等3基金の取崩額は増加し、令和6年度には3基金の残高が現状の3分の1程度まで減少する見込みである。

2 基本的な考え方

(1) 施策の実現と健全財政の堅持

第五次長野市総合計画前期基本計画の最終年度となる令和3年度の予算優先配分は、長野市公共施設等総合管理計画に基づく施設の老朽化対策のほか、喫緊の課題となっている災害からの復興や新型コロナウイルス感染症対策など、市民の安全で健康な暮らしを守る事業とする。さらに、地域産業を牽引する企業の育成・支援のほか、善光寺御開帳関連事業や東京オリンピック・パラリンピック応援事業など、地域経済の活性化とまちの賑わいを演出する事業も積極的に推進していく。

一方、景気低迷の長期化に伴う市税の減収など、一般財源の不足による事業の停滞が懸念されることから、「スクラップ・アンド・ビルド」や「選択と集中」の徹底によるメリハリのある予算とし、併せてICT化、広域化、業務の合理化など、行政のスリム化・効率化を進め、財政調整基金の繰入や資金手当のための市債発行に安易に頼ることのない「健全財政の堅持」を予算編成の基本姿勢とする。

これらの状況を踏まえ、令和3年度予算の要求基準（シーリング）は、これまでにない厳しい縮減率を設定しているが、各部局においては事業の優先順位を明確にし、予算配分枠内での要求を行うとともに、枠外となる新規・拡大事業については、総合計画推進本部会議において選定した事業についてのみ、その要求を認める。

なお、事前の概算要求においては、一般財源が大きく不足する状態となっていることから、事業の必要性、緊急性等を十分に吟味するとともに、アイデアを生かした企画・立案による新たな財源を確保すること。

さらに、職員一人ひとりが、最少の経費で最大の効果をあげることを常に念頭に置き、歳入の確保と創意工夫による歳出節減など、健全財政に引き続き努めること。

(2) 事業の見直しと財源の確保

令和3年度予算要求に当たっては、限られた経営資源を最大限に活用し、事業の最適化に取り組むこと。なお、各部局においては、次に掲げる項目に特に留意し、来年度予算の編成に当たること。

《 歳出の抑制 》

- ア 前例踏襲や守りの姿勢に陥ることなく、例外なく全ての事業の費用対効果や将来を見据えた投資効果などを検証のうえ見直しを行い、必要性、緊急性等の高いものを厳選すること。
- イ 将来の扶助費抑制に向けたフレイル予防事業など、健康な暮らしと社会負担の軽減につながる事業を積極的に取り入れること。
- ウ 行政改革推進委員会行政評価部会における再評価の指示事項を踏まえ、事業を見直したうえ、所要額を積算すること。
- エ 指定管理者制度を導入している公共施設にあつては、事業運営のチェック及び適切な助言・指導による施設運営を行い、市民サービス向上と管理運営コストの縮減な

ど、制度導入効果が最大限得られるよう対応すること。

オ 市有施設の新設、改修等は、「長野市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、関連施設の統廃合を含めた再配置を前提とすること。特に新設については「長野市PPP/PFI優先的検討方針」に基づく取組やサウンディング型市場調査など、民間との相互対話を積極的に検討すること。

《 財源の確保 》

カ 停滞する地域経済の活性化と生き生きとした日常への回帰のため、コロナ禍においても企業の育成・支援を進め産業振興や就労促進策を展開し、税収の回復につなげること。

キ 未利用の土地・建物の売却、貸付、有料広告やネーミングライツなど、各部局所管の市有財産を可能な限り活用し、財源確保を行うこと。

ク 利用者負担を求める利用料金については、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」、手数料については、「当該サービスの提供コストに対する実費弁償の考え方」に基づき、適切な料金への見直しを図ること。

《 その他 》

ケ 東日本台風災害からの復興事業や新型コロナウイルス感染症対策事業については、経済性や合理性などにも十分に配慮しつつ優先的に取り組むこと。特に、国の経済対策に対しては、積極的な情報収集と迅速な事業着手の体制を整えること。

コ ポストコロナの世界は、これまでと異なる社会活動や経済活動など、新常态(ニュー・ノーマル)に対応していく必要がある。行政サービスにおいても、AI、ICTの導入やデジタルガバメントの構築など、時代の変遷を捉えた経済的で質の高い施策へ柔軟な転換を図ること。

サ “SDGsを原動力とした地方創生”に積極的に取り組み、今の市民も未来の市民も住みよい持続可能なまちづくりを図ること。

シ 働き方改革や業務効率の向上などを進め、事務事業の質・量に見合った人員の再配置等を図ること。

(3) 国・県の予算への対応

並行して編成が進む国や県の来年度予算については、速く広く情報収集を行うとともに、本市の特性を活かした独創的な補助メニューの企画・立案を提言するなど、国への積極的な働きかけを行い、地方創生関連の交付金などの財源を最大限に確保すること。

なお、活用し得る国や県の制度があるにもかかわらず、市費単独で実施を計画している事業は、認めないものとする。